

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

6月1日（水）から支給の対象が変わりました

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- **すでに支給を受けている世帯は、受給することができません。**

※追加支給ではありません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

豊島区が確認書(または申請書)を**受理した日から2～3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

基準日時点で
お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

- ※令和4年度住民税非課税世帯へは6月下旬から順次送付します。
- ※令和3年度住民税非課税世帯へは2～3月にかけて送付しました。
- ※一部、非課税証明書などの添付書類が必要な場合があります。

- ※令和3年1月～12月の収入では申請できなくなりました。
- ※申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
- ※収入の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限りです。
- 【申請書設置場所】区民事務所、各区民ひろば

支給手続きや支給要件の詳細は区ホームページをご確認ください。



区ホームページ

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和3年12月10日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容等が書かれた確認書が届きます。(豊島区は2～3月に発送しました。)
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、市区町村に**返信してください**。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、**基準日(令和3年12月10日)時点でお住まいの市区町村**に、ご提出ください。



I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※I-①の世帯を除く

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容等が書かれた確認書が届きます。(豊島区は6月下旬頃から順次発送します。)
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、市区町村に**返信してください**。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、**基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村**に、ご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※未支給の世帯のみ

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、**申請時にお住まいの市区町村**に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

※2 【住民税非課税相当収入】 单身もしくは扶養人数0人：100万円以下、
扶養人数1人：156万円以下、扶養人数2人：205.7万円以下、
扶養人数3人：255.7万円以下、扶養人数4人：305.7万円以下

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00 (土日祝を除く)

豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口
専用コールセンター

 **03-4566-4192**

受付時間 平日9:00～17:00 (土日祝を除く)

よいきゅうふ